	福岡市　北九州市 熊本市　鹿児島市	福岡市
	那覇市	那覇市

㈱　第１次試験をさいたま市、千葉市、東京都、新潟市及び長野市で受験した者の第２次試験地については、さいたま市又は東京都のいずれか、静岡市、名古屋市及び金沢市で受験した者の第２次試験地については、名古屋市又は金沢市のいずれかを指定する。

３．試験の区分「農学」及び「農業農村工学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
農学	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	仙台市
	さいたま市　千葉市 東京都　長野市	さいたま市
	新潟市	新潟市
	静岡市　名古屋市	名古屋市
	金沢市	金沢市
	京都市　大阪市 神戸市	京都市
農業農村工学	松江市　岡山市 広島市　山口市	岡山市
	高松市　松山市	高松市
	福岡市　北九州市	福岡市
	熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

４．試験の区分「林学」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
林学	札幌市	札幌市
	盛岡市　仙台市 秋田市	秋田市
	さいたま市　千葉市 東京都　新潟市 長野市	前橋市
	静岡市　名古屋市 金沢市　京都市 大阪市　神戸市 松江市　岡山市 広島市　山口市	大阪市
	高松市　松山市	高知市
	福岡市　北九州市 熊本市　鹿児島市	熊本市
	那覇市	那覇市

５．試験の区分「教養」

試験の区分	第１次試験地	第２次試験地
教養北海道地域	札幌市　仙台市 東京都　名古屋市 大阪市　広島市 高松市　福岡市 那覇市	札幌市
教養東北地域		仙台市
教養関東甲信越地域		さいたま市　東京都
教養東海北陸地域		名古屋市
教養近畿地域		大阪市
教養中国地域		広島市
教養四国地域		高松市
教養九州地域		福岡市
教養沖縄地域		那覇市

㈱　試験の区分「教養関東甲信越地域」の第２次試験地については、さいたま市又は東京都のいずれかを指定する。

2026年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年２月12日　　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2026年度海上保安学校学生採用試験（特別）

２　試験の区分　一般課程（その他の区分については試験を行わない。）

３　対象官職　海上保安学校において海上保安業務の分野に係る業務を遂行するに必要な知識及び技能を修得するための専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

４　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として次の俸給月額が支給される。

（適用俸給表）　（俸給月額）

行政職俸給表㈠　１級５号俸　200,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　2026（令和８）年４月１日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者及び2026（令和８）年９月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。